平成２２年（フ）第７８３号
兵庫県西宮市津門稲荷町６―17―202　辰巳茜方、住民票上の住所兵庫県西宮市東鳴尾町１丁目４番１―201号
債務者　境　　智美
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７９３号
兵庫県尼崎市塚口本町７丁目６番１号
債務者　竹内　暁美
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８１０号
兵庫県尼崎市水堂町３丁目15番10号板倉平次方
債務者　高橋　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８２０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目55番11―508号
債務者　日髙　一也
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８０号
鳥取県鳥取市吉成772番地17、旧住所鳥取県鳥取市桂木20番地５
債務者　三浦　鈴奈
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４８号
鳥取県米子市昭和町70番地昭和町コーポ３号
債務者　川田ゆかり
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１５９号
鳥取県境港市小篠津町289番地
債務者　木村　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３１号
徳島県美馬市脇町字曽江名17―72
債務者　鶴野真由美
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第９０号
愛媛県宇和島市下波4774番地１
債務者　渡邊　傳喜
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第９８号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城4238番地６
債務者　谷銀　　弘
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１０２号
愛媛県宇和島市和霊元町１丁目２番６号
債務者　村上　康徳
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第８３１号
高知県香美市土佐山田町1682番地　県住５棟11号
債務者　公文　俊輔
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１６号
福岡県嘉麻市上山田377番地
債務者　右田　政美（旧姓古井）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第５２７号
北九州市小倉南区下吉田４丁目１番５号
債務者　藤野　凉子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８８５号
北九州市小倉南区葛原４丁目21番６号
債務者　江原　　剛
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８８８号
北九州市戸畑区高峰３丁目３番４号
債務者　中原　博行
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９１９号
北九州市小倉北区明和町１番26―701号
債務者　上門美知子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３３号
福岡県田川市丸山町16番７号　メゾン石川105
債務者　増田　隆人
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　福岡地方裁判所田川支部